

仕様書

1 業務名

令和7年度 保護課パソコンデータ消去業務

2 業務内容

拠点	住所	合計	PC台数	HDD、SSD台数
中央区役所	中央区南3条西11丁目	38	37	1
北区役所	北区北24条西6丁目	52	19	33
東区役所	東区北11条東7丁目	50	50	0
白石区役所	白石区南郷通1丁目南8	42	42	0
厚別区役所	厚別区厚別中央1条5丁目	24	23	1
豊平区役所	豊平区平岸6条10丁目	23	23	0
清田区役所	清田区平岡1条1丁目	11	11	0
南区役所	南区真駒内幸町2丁目	8	8	0
西区役所	西区琴似2条7丁目	29	0	29
手稲区役所	手稲区前田1条11丁目	7	7	0
本庁舎	中央区北1条西2丁目	44	24	20
合 計		328	244	84

- (1) 上記に示す場所において、別途示す各区責任者と受託者が提出したスケジュール、作業場所等について調整した後に、オンラインデータ消去作業（各拠点での作業）を行うこと。

なお、保管場所から作業場所へのパソコンの移動、パソコンからHDD/SSDを抜く作業、また作業後にHDD/SSDが抜かれたパソコンを作業場所から各区責任者が指定する保管場所へ搬出する作業については、受託者が実施すること。

- (2) 受託者は機器のHDD/SSDを内部から取り出しHDD/SSDを物理破壊（記録装置のデータ記憶領域（プラッタまたは記憶チップ）に対して物理的に加圧変形を加えること）することにより確実に復元が不可能な状態とすること。なお、対象となるパソコンはデスクトップ型PC（一体型または分離型）となる。

また、破壊方法の使用については、下記のとおりとする。

○HDD：プラッタ部を4点穿孔または2点穿孔かつV字型（ベンド）破壊すること。

○SSD：記憶チップをすべて圧迫破壊を行うこと。

- (3) 本業務で使用する機器については受託者が用意すること。なお、作業場所で用意できる電源はAC100V（2極コンセント）となる。

- (4) 受託者は、作業が終了したHDDは箱詰めして、各区責任者が指定する場所へ搬出すること。なお、使用する箱は本委託の範囲内で受託者が用意すること。

- (5) 受託者は、HDD/SSDを取り出した機器にカバー等をつけるなど、原状回復すること。

- (6) 破壊するHDDのサイズは2.5インチまたは3.5インチ、SSDのサイズは2.5インチ、3.5インチまたはM.2とする。

- (7) 作業時には本市職員が立ち合いを実施する。

- (8) PC等の運搬、PCからHDD/SSDを外すなど大きな音が出ない作業を除く各拠点でのHDD/SSDデータ消去作業は概ね2時間で終了すること。

3 履行期限

契約日から令和8年1月30日（金）まで

4 提出物

(1) 作業完了報告書（データ消去証明書）

作業完了報告書として、以下ア～エについて、拠点ごとに提出すること。

ア 作業実施日時及び場所

イ 作業実施における委託先の責任者及び実施者

ウ 作業を実施した総数

エ 作業対象となった記憶媒体の型式・製造（シリアル）番号の一覧及び破壊が確認できる書類

(2) 従事者名簿

5 その他

(1) 受託者は、業務の全部または大部分を一括して第三者に委託し、または請負わせてはならない。

(2) 受託者は、業務上知り得た秘密を一切他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

(3) 受託者は、委託者からメール及び電話などにより業務に関する連絡があることを想定し、本業務の円滑な進行及び委託者の定めるスケジュールを遵守するため、受託者は以下の連絡体制を厳守するものとする。

なお、委託者もしくは各区責任者から本業務に関するスケジュール調整などの依頼があった際には誠実に対応すること。

ア 窓口の明確化

受託業者は、本業務に関する連絡窓口となる担当者を2名以上配置し、それぞれの氏名、電話番号、電子メールアドレスをあらかじめ委託者に報告し、変更が生じた場合は直ちに通知・報告すること。

イ 窓口担当者の確保

窓口担当者が不在（休暇等）となる場合は、代理の窓口担当者を立て、発注者へ通知するとともに、当該窓口担当者が迅速な応答義務を果たす体制を整備すること。

ウ 迅速な応答

委託者からの連絡に対しては、上記窓口担当者が責任をもって対応し、受信後24時間以内（または翌開庁日の10時まで）に何らかの応答（回答、または正式な回答予定日の連絡）を行うこと。

なお、内容の調査や確認が必要な場合など、当日の返信が困難な場合であっても、遅くとも受信日の翌開庁日の10時までに、進捗状況または回答予定日時を発注者に連絡すること。

(4) 作業時間については、本業務が音を発する業務であることから、来庁する市民等に配慮し、HDD/SSD破壊作業（PC等の搬送作業を除く）については開庁日の業務時間外（17：15以降）に行うことを想定している。

ただし、各区責任者と調整のもと、HDD/SSD破壊作業（PC等の搬送作業を除く）について開庁日の業務時間内（8：45～17：15）に業務を行うこともある。

(5) 本業務で必要となる工具等については受託者が用意すること。

(6) 受託者は契約締結後、1週間以内に全体スケジュールを委託者に提出すること。

(7) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。